

埼玉労働局発表
令和8年3月31日

【照会先】
埼玉労働局労働基準部健康安全課
(電話番号) 048-600-6206

報道関係者 各位

埼玉第14次労働災害防止計画の進捗状況を公表します
— 高齢者の労働災害防止のための指針の周知等を重点に推進 —

埼玉労働局（局長 片淵仁文）は、埼玉第14次労働災害防止計画における各指標の進捗状況を取りまとめましたので、公表します。

アンケート結果等を踏まえると、同計画の一部指標については、現状の取組状況のままでは目標の達成が困難と見込まれる状況が確認されました。

埼玉労働局では、こうした状況を踏まえ、関係機関と連携しながら、引き続き労働災害防止に向けた対策の推進に取り組むとともに、一部指標の改善に向けた取組を重点的に進めてまいります。

1 アンケートの実施方法

令和7年3月25日から同年6月20日までの期間、ホームページにアンケート専用ページを設け、県内労働基準監督署等を通じて協力を呼び掛けた結果、1,049事業場から回答を得ました。

2 現状のままでは達成が困難と見込まれる指標

(1) エイジフレンドリーガイドライン（令和8年2月10日公示「高齢者の労働災害防止のための指針」）を把握し、同ガイドラインに基づく安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合

令和9年目標値 66.2%：令和4年 56.2%→令和7年 44.2%

(2) 小売業及び社会福祉施設において、4S（整理・整頓・清掃・清潔）、危険予知活動及び職場内の危険の見える化に取り組む事業場の割合

・小売業

令和9年目標値 19.0%：令和4年 9.0%→令和7年 15.0%

・社会福祉施設

令和9年目標値 17.0%：令和4年 7.0%→令和7年 2.5%

(3) 社会福祉施設において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合

令和9年目標値 34.7%：令和4年 24.7%→令和7年 20.0%

(4) メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合

令和9年目標値 80%：令和7年 66.9%

(5) 熱中症による死傷者数の増加率

令和4年 56件→令和7年速報値 98件【過去最多】

別紙1 埼玉労働局 第14次労働災害防止計画の進捗状況

別紙2 埼玉第14次労働災害防止計画（ダイジェスト版）

別紙3 高齢者の労働災害防止のための指針（概要）

計 画 期 間

○ 令和 5 年度(2023年度)～令和 9 年度(2027年度)までの 5 か年

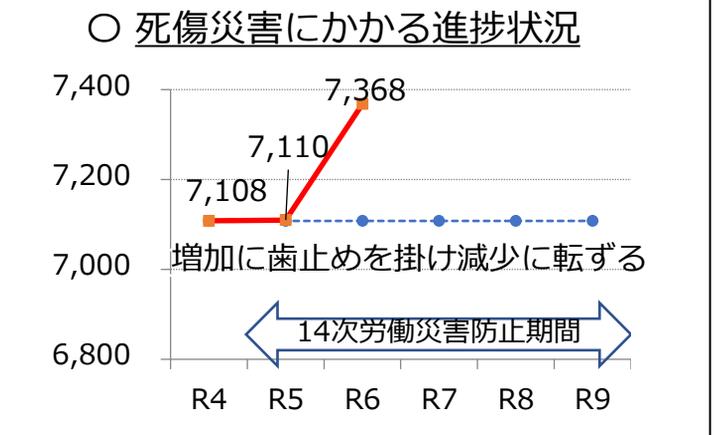
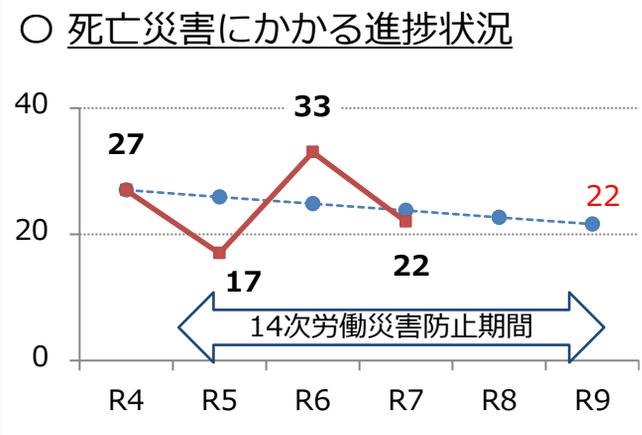
計 画 の 目 標 値

○ 埼玉労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、各指標を定め、計画期間内にアウトプット指標の達成及びその結果としてアウトカム指標の達成を目指す。

○ 死亡災害については、令和 4 年(2022年)の 27 人と比較して、令和 9 年(2027年)までに 20%以上減少する(22 人以下)。
 ○ 休業 4 日以上(以下「死傷災害」という。)については、令和 4 年(2022年)と比較して、令和 9 年(2027年)までに増加傾向に歯止めをかけ減少に転ずる(7,108 人以下)。

第 14 次 労働 災害 防 止 計 画 の 推 進 状 況
 令和 7 年度 アウトプット 指標 アンケート 結果

目標値に対する推進状況



アウトプット指標、アウトカム指標の進捗状況

- 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 指標の設定なし
- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

アウトプット指標 (事業者に求められる達成目標値)		アウトカム指標 (アウトプット指標を達成した結果期待される事項)	
転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合(令和 5 年 44.7%)を令和 9 年までに 50%以上とする。		増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率(※)を令和 4 年と比較して令和 9 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ※1年間の労働者1,000人当たりが発生した死傷者数の割合	
腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業の自動化・省力化を行う事業場の割合を令和 5 年(24.2%)と比較して令和 9 年までに 10%以上増加させる。		増加が見込まれる腰痛の死傷年千人率を令和 4 年と比較して令和 9 年までに減少させる。	
		転倒による平均休業見込日数を令和 9 年までに 40 日以下とする。	

○高齢労働者の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標		アウトカム指標	
エイジフレンドリーガイドラインを把握し同ガイドラインに基づく安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合令和5年(56.2%)を令和9年までに10%以上増加させる。	<p>60% 40% 56.2% 44.2% 66.2%以上 R5 R7 R9</p>	60歳以上の死傷年千人率を令和4年と比較して令和9年までに男女ともその増加に歯止めをかける。	<p>2050 1850 1952 1985 2042 R4 R5 R6 R9 60歳以上の死傷災害件数</p>

○多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標		アウトカム指標	
母国語に翻訳された教材など外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和5年(61.7%)と比較して令和9年までに10%以上増加させる。	<p>80% 70% 60% 50% 61.7% 72.4% 71.7%以上 R5 R7 R9</p>	外国人労働者の死傷年千人率を令和9年までに令和4年と比較して減少させる。	<p>4.0 3.0 2.0 3.69 3.95 3.92 3.69以下 R4 R5 R6 R9 外国人の死傷年千人率</p>

○業種別の労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標	※令和7年は速報値(令和7年2月末時点)					
陸上貨物運送事業	陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく措置を実施する事業場の割合を令和5年(47.9%)と比較して令和9年まで10%以上増加させる。	<p>70% 60% 50% 40% 47.9% 65.6% 57.9%以上 R5 R7 R9</p>	死亡者数を令和9年までに令和4年と比較して20%以上減少させる。	<p>5 7 5 3 4 R4 R5 R6 R7 R8 R9 死亡者数の推移</p>				
建設業	墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントを導入する建設業の事業場の割合を令和5年(70.6%)と比較して令和9年までに10%以上増加させる。	<p>90% 80% 70% 70.6% 85.2% 80.6%以上 R5 R7 R9</p>	死亡者数を令和9年までに令和4年と比較して20%以上減少させる。	<p>10 0 7 2 11 4 5 R4 R5 R6 R7 R8 R9 死亡者数の推移</p>				
製造業	機械災害の防止に関するリスクアセスメントを導入する製造業の事業場の割合を令和5年(33.0%)と比較して令和9年までに10%以上増加させる。	<p>80% 30% 33.0% 81.3% 43.0%以上 R5 R7 R9</p>	死亡者数を令和9年までに令和4年と比較して20%以上減少させる。	<p>10 0 6 1 5 4 4 R4 R5 R6 R7 R8 R9 死亡者数の推移</p>				
林業	労働災害の防止に関するリスクアセスメントを導入する事業場の割合(55.6%)を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。	<p>70% 50% 55.6% 75.0% 65.6%以上 R5 R7 R9</p>	計画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して25%以上減少させる。	<table border="1"> <tr> <td>平成30年～令和4年(死亡者数)</td> <td>令和5年～令和7年(死亡者数)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>0</td> </tr> </table>	平成30年～令和4年(死亡者数)	令和5年～令和7年(死亡者数)	3	0
平成30年～令和4年(死亡者数)	令和5年～令和7年(死亡者数)							
3	0							

アウトプット指標		アウトカム指標 ※令和7年は速報値(令和7年2月末時点)	
ビルメンテナンス業	墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントを導入するビルメンテナンス業・廃棄物処理業の事業場の割合を令和5年(ビルメンテナンス業60.0%、廃棄物処理業46.7%)と比較して令和9年までにそれぞれ10%以上増加させる。		<p>計画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して25%以上減少させる。</p> <p>平成30年～令和4年(死亡者数) 5</p> <p>令和5年～令和7年(死亡者数) 5</p>
廃棄物処理業			<p>計画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して25%以上減少させる。</p> <p>平成30年～令和4年(死亡者数) 7</p> <p>令和5年～令和7年(死亡者数) 7</p>
小売業	4S(整理・整頓・清掃・清潔)、危険予知活動及び職場内の危険の見える化に取り組む事業場の割合をそれぞれ令和5年(小売業9.0%、社会福祉施設7.0%)と比較して令和9年までに10%以上増加させる。		<p>死傷者数を令和9年までに、その増加に歯止めをかける。</p>
社会福祉施設			<p>死傷者数を令和9年までに、その増加に歯止めをかける。</p>
	ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年(24.7%)と比較して令和9年までに10%以上増加させる。		

〇労働者の健康確保対策の推進

アウトプット指標		アウトカム指標	
メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合(令和5年42.8%)を令和9年までに80%以上とする。		自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあると判断する労働者の割合を令和9年までに50%未満とする。	
50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合(令和5年35.3%)を令和9年までに50%以上とする。			
企業における年次有給休暇の取得率(令和4年56.2%)を令和7年までに70%以上とする。		週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とする。	
労働者30人以上の企業のうち勤務間インターバル制度を導入している割合(令和4年5.8%)を令和7年までに15%以上とする。			
事業場の健康課題を把握し、健康保持増進対策に取り組む事業場の割合(令和5年80.9%)を令和9年までに10%以上増加させる。		(指標は立てず)健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待	4

○化学物質等による健康障害防止対策の推進

アウトプット指標		アウトカム指標	
<p>危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合(令和5年ラベル表示75.0%、SDSの交付56.3%)を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。</p>	<p>90% 70% 50%</p> <p>目標値 80%以上</p> <p>56.3% 56.7%</p> <p>R5 R7</p> <p>※令和7年は、ラベル表示とSDS交付をともに実施する事業場の割合</p>	<p>化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で5%以上減少させる。</p>	<p>70 60 50 40 30 20 10 0</p> <p>71 67 39</p> <p>H30~R4 R5~R9(目標) R5~R6(実績)</p> <p>平均1年13.4件以下 67件以下(5%減少)</p> <p>1年平均19.5件</p>
<p>危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合(令和5年65.8%)を令和7年までに80%以上とする。同時に、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。</p>	<p>80% 60% 40% 20% 0%</p> <p>目標値 80%以上</p> <p>65.8% 54.9%</p> <p>R5 R7</p> <p>リスクアセスメント実施事業場の割合</p>		<p>化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数</p>
<p>暑熱環境下での業務のある事業場で、作業中の巡視等により、労働者の水分・塩分の摂取状況や不調者がいないか確認している事業場の割合を令和5年(49.6%)を令和9年までに10%以上増加させる。</p>	<p>80% 60% 40%</p> <p>目標値 59.6%以上</p> <p>49.6% 88.4%</p> <p>R5 R7 R9</p>	<p>熱中症による死傷者数の増加率(※)を前期計画期間の増加率と比較して減少させる。 ※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの</p>	<p>70 20</p> <p>83 37 56 23 56 50 61 98</p> <p>H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7</p> <p>※令和7年は速報値(令和7年2月末時点)</p> <p>熱中症による死傷者数の推移</p>

アウトプット指標進捗状況の把握方法について

県内の労働基準監督署・災害防止団体を通じて依頼し、埼玉労働局ホームページ上で回答を得た。

期 間：令和7年3月25日～同年6月20日

回答数：1,049件

埼玉労働局 埼玉第14次労働災害防止計画

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/14ji-saibou.html



社会経済情勢の流れ・働き方の多様化

1947年：労働基準法の制定
 ● 戦後の経済復興にあわせ
 業界をあげた安全運動が
 活発に

1972年：労働安全衛生法の制定
 ● 産業社会の進展に即応できる労働災
 害、職業病防止への対応が課題

1次 2次 3次 4次 5次 6次 7次 8次 9次 10次 11次 12次 13次 14次
 労働災害防止計画の変遷

1958年：第1次労働災害防止計画策定



1950年：第1回の労働衛生週間ポスター

1961年：

- 死亡者6,712人、死傷者81万人
- 技術革新により新たな機械設備が導入され、労働災害の大型化、新たな職業病の発生が問題に

2023年：第14次労働災害防止計画

- 60歳以上の高齢労働者の増加、女性の就業参加の増加に伴い転倒による労働災害の増加
- メンタルヘルス不調への対応
- テレワークの拡大
- 治療と仕事の両立
- 化学物質の自立管理への対応



計画が目指す社会

将来像
1

誰もが安全で健康に働くことができる社会

- 事業者、注文者、労働者など関係者が自身の責任を認識する社会
- 事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が醸成された社会
- 安全衛生対策にVR（ヴァーチャル・リアリティ）やAI等を活用できる社会

将来像
2

安全衛生対策に取り組む事業者が評価される社会

- 事業者の責務である安全衛生対策を「人件費」から「人的投資」と認識される社会
- 安全衛生対策に取り組むことが人材確保等の観点からもプラスとなる理解が醸成された社会

将来像
3

誰もが潜在力を十分に発揮できる社会

- 事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、安全と健康が確保されていることを前提として誰もが潜在力を十分に発揮できる社会

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

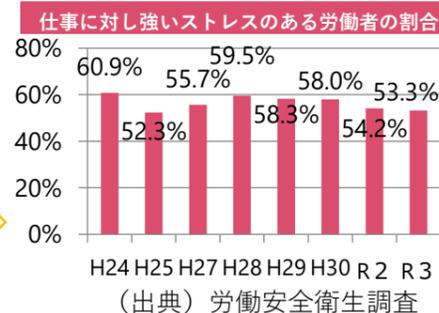
労働災害

- 未だ死亡災害が発生
- 転倒などの行動災害の増加
- 高齢者の労働災害が増加 等



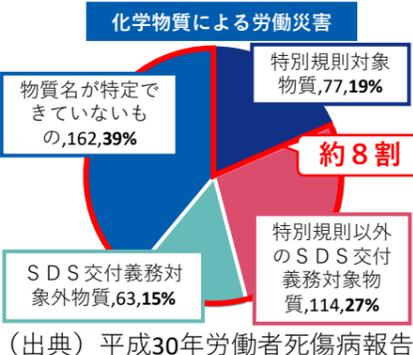
健康関係

- 小規模事業場でのメンタルヘルス対策が低調
- 過重労働による死亡事案が後を絶たない状況
- 高齢化に伴う健康状態の悪化
- 働き方の多様化に伴う産業保健に対するニーズの変化 等



化学物質等

- 化学物質による労働災害の約8割が規制対象外の物質で発生
- 令和10年頃、石綿使用建築物の解体のピークを迎える
- 熱中症の労働災害の増加 等



埼玉第14次労働災害防止計画

令和5年度2023 — 令和9年度2027

ダイジェスト版

安全で健康に働くことのできる埼玉へ

労働災害防止計画とは

- 労働安全衛生法第6条の規定に基づき、労働災害を減少させるために国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた中期計画です。
- 「埼玉第14次労働災害防止計画」は国が策定した「第14次労働災害防止計画」を推進するため、埼玉労働局、管内の事業者、労働者等が取り組むべき事項を定めた計画です。

計画の構成

社会経済情勢の流れ・働き方の多様化

産業界が抱える安全衛生をめぐる課題の変化

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

- 転倒や腰痛などの労働災害の増加
- メンタルヘルス不調の問題
- 化学物質等による健康障害防止

8つの重点事項と具体的取組

- 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 業種別の労働災害防止対策の推進
- 労働者の健康確保対策の推進
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進

計画が目指す社会

厚生労働省

埼玉労働局



重点事項別の具体的な取組と目標

8つの重点事項		労働局等の具体的な取組	アウトプット指標	アウトカム指標
自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発		● 埼玉労働局が行う安全衛生施策の積極的な周知など 13 の取組	(指標は立てず)	(指標は立てず)
作業行動に起因する労働災害防止対策		● 健康経営埼玉推進協議会を通じた事業者支援 ● 理学療法士等と連携し、身体機能の維持改善を支援 ● 事業者の自発的な取組を引き出すためのナッジ等を活用した周知 など 7 つの取組	転倒対策の実施率 (R5) 44.7% → (R9) 50%以上 腰痛予防対策 (R5) 24.2% → (R9) 34.2%以上	転倒の年千人率 年齢層別・男女別 (R4比) 増加に歯止め 腰痛の年千人率 全体 (R4比) 減少へ
高齢労働者の労働災害防止対策		● 上記「作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」の取組のほか、エイジフレンドリーG L (ガイドライン) に基づく取組の周知啓発	エイジフレンドリーG Lの実施率 (R5) 56.2% → (R9) 66.9%以上 (G Lを把握した上での取組)	60歳以上の年千人率 増加に歯止め
多様な働き方への対応等		● テレワークG Lや副業・兼業G Lの周知 ● 副業・兼業の労働者向け健康管理ツールの周知 ● 視聴覚教材の普及 など 4 つの取組	安全衛生教育の実施率 (R5) 61.7% → (R9) 71.7%以上 外国人労働者が理解できる方法で	外国人労働者の死傷年千人率 (R4比) 減少へ
個人事業者等に対する安全衛生対策		● 請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対し、事業者が措置すべき健康障害防止措置の周知・徹底 など 2 つの取組	(指標は立てず)	(指標は立てず)
業種別労働災害防止対策	陸上貨物運送事業	● 荷役G Lに基づく安全対策の実施を陸運事業者、荷主事業者に対し周知・指導	荷役G Lに基づく措置の実施率 (R5) 47.9% → (R9) 57.9% (G Lを把握した上での取組)	死亡者数 (R4比) -20% 死傷者数 増加に歯止め
	建設業	● リスクアセスメントの普及、墜落・転落措置の徹底 ● 建設工事関係者連絡会議を通じ、発注者・施工者の連携した対策を推進 など 4 つの取組	墜落・転落災害に関するリスクアセスメント (R5) 70.6% → (R9) 80.6%以上	死亡者数 (R4比) -20%
	製造業	● 機械災害に関するリスクアセスメントの徹底 ● 食料品製造業における職長教育の徹底 ● フォークリフト安全運転の徹底・周知	機械災害に関するリスクアセスメント (R5) 33.0% → (R9) 43.0%以上	死亡者数 (R4比) -20%
	林業	● 関係者と連携し伐木等作業の安全G L等に基づく安全対策の徹底	労働災害に関するリスクアセスメント (R5) 55.6% → (R9) 65.6%以上	計画期間中の累計死亡者数 (H30-R4比) -25%
	ビルメンテナンス業 廃棄物処理業	● 関係者と連携し自主的な安全衛生活動を推進 ● 墜落・転落災害防止措置等の安全対策の徹底	墜落・転落災害に関するリスクアセスメント (R5) 60.0% → (R9) 70.0% ビルメン (R9) 廃棄物 (R5) 46.7% → (R9) 56.7%以上	計画期間中の累計死亡者数 (H30-R4比) -25%
	小売業 社会福祉施設	● 埼玉県S A F E協議会の活動を通じ自主的な安全衛生活動の定着を支援、ノーリフトケアの普及 ● 安全衛生対策の好事例の水平展開	安全衛生活動 (R5) 9.0% → (R9) 19.0% 4 S・K Y・見える化の実施率 (R9) 小売業 (R5) 7.0% → (R9) 17.0% ノーリフトケア (R5) 24.7% → (R9) 34.7%以上 導入事業場割合 (R9)	小売業及び社会福祉施設の死傷者数 それぞれ 増加に歯止め
健康確保対策	メンタルヘルス	● ストレスチェック結果を活用した職場環境の改善の周知 ● 産業保健総合支援センターを通じたメンタルヘルス対策の支援 など 6 つの取組	メンタルヘルス対策 (R5) 42.8% → (R9) 80%以上 ストレスチェック実施割合 (R5) 35.3% → (R9) 50%以上 (50人未満)	仕事に関し強いストレスを抱える者 (R9まで) 50%未満
	過重労働	● 過重労働が疑われる事業者への指導の徹底等 ● 新たに時間外労働の上限規制が適用される者を雇用する事業者への周知・指導など 4 つの取組	年休取得率 (R4) 56.2% → (R7) 70%以上 勤務間インターバル (R4全国) 5.8% → (R7) 15%以上	週労働時間60時間以上の雇用者割合 週労働時間40時間以上の雇用者のうち (R7まで) 5%未満
	健康保持増進	● 健康経営埼玉推進協議会構成員と連携し、健康保持増進対策の意義等を経営層に対し意識啓発 ● コラボヘルス推進のための取組 など 6 つの取組	健康保持増進対策の実施率 (R5) 80.9% → (R9) 90.9%以上 (健康課題を把握した上での取組)	(指標は立てず) 健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待
健康障害防止対策	化学物質	● 化学物質の自律的管理を推進するための周知 ● 化学物質管理に係る人材育成・講習機会の充実	ラベル表示・SDS交付 (R5) 75.0% → (R7) 80%以上 SDS (R5) 56.3% → (R9) 80%以上	リスクアセスメント実施率 (R5) 65.8% → (R7) 80%以上 措置 未把握 → (R9) 80%以上 計画期間中の死傷者数 (H30-R4比) -5%
	熱中症	● 熱中症予防対策の実施を促進するため、暑さ指数計等の普及、対策の周知・指導	巡視による水分・塩分補給、不調者の確認 (R5) 49.6% → (R9) 59.6%以上	死傷者数の増加率 (前期増加率比) 減少へ

※ 石綿、粉じん、騒音、電離放射線による健康障害防止対策はアウトプット指標・アウトカム指標を掲げていないため省略している

高年齢者の労働災害防止のための指針

別紙3



令和8年2月10日 公示第1号

第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針表明及び体制整備
- 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
- 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- 高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
- 高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- 高年齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- 高年齢者の特性を考慮した作業管理
- 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
- 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- 体力の状況の把握
- 高年齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- 健康や体力の状況に関する情報の取扱い
- 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- 健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- 高年齢者の状況に応じた業務の提供
- 高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
- 高年齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
- 高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- 心身両面にわたる健康保持増進措置
- 集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

- 高年齢者に対する教育
- 法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高年齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- 管理監督者等に対する教育
- 管理監督者等に対し、高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。